

1. 介護施設等の整備及び運営について

(1) 平成 27 年度における高齢者施設に対する施設整備費等の補助制度について

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年の超高齢化社会の到来を見据え、高齢者が重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続することができる社会である地域包括ケアシステムの構築を着実に推進していくことが重要である。

このうち、施設サービス等を提供する高齢者施設の基盤整備に関しては、引き続き、地域密着型サービスの施設・設備の整備等に対する財政支援を行っていくこととしているので、各地方自治体におかれては、必要に応じて当該補助制度を活用しながら、地域の実情を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を推進していただくようお願いする。

ア 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）について

平成 27 年度から新たに実施する地域医療介護総合確保基金の介護分野に係る事業のうち、介護施設等の整備に関する事業については、平成 27 年度予算案において 634 億円を計上し、地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設の整備に必要な経費や、介護施設（広域型を含む）の開設準備等に必要な経費、特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修に必要な経費等の助成を行うこととしている。

各地方自治体におかれては、本基金を活用するため、地域の関係者（介護を受ける立場にある者、介護サービス事業者、医師会等関係団体、学識経験者等）の意見を聴取しながら第 6 期介護保険事業（支援）計画と整合性が確保された都道府県計画・市町村計画を策定し、介護施設等の整備を計画的に進めるようお願いする。

なお、本事業の協議スケジュール等については、後に記述の「地域医療介護総合確保基金（介護分）関係」を参照されたい。

(参考) 地域医療介護総合確保基金(介護施設等の整備に関する事業分)の対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援
(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、緊急ショートステイ等

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な施設開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等への転換整備について支援

イ 平成 27 年度の地域介護・福祉空間整備等交付金等について

(i) 予算額及び対象事業

平成 27 年度における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(以下「ハード交付金」という。)及び地域介護・福祉空間整備推進交付金(以下「ソフト交付金」という。)については、「地域支え合いセンター」の整備に必要な経費等について支援を行うこととしている。

このため、平成 27 年度予算案においては、ハード交付金について 7.6 億円、ソフト交付金について 2 億円の予算を計上しているところである。

(参考) 平成 27 年度ハード交付金・ソフト交付金の対象事業

1. ハード交付金

- ・ 地域支え合いセンター整備事業
- ・ 市町村提案事業
- ・ 既存介護施設等のスプリンクラー整備支援事業
- ・ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

2. ソフト交付金

- ・高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
- ・「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

(ii) 協議スケジュール（予定）

昨年度と同様、3月上旬に当課から都道府県を經由して各市町村宛に協議の事務連絡を発出し、3月下旬を目途に市町村から各都道府県への提出期限とする予定であるので、準備方よろしくお願いしたい。

(iii) 「地域支え合いセンター」整備事業

今後、高齢者の大幅な増加が見込まれる中で、新たに高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人等非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」整備事業を平成25年度からハード交付金の対象としているところである。

平成27年度のハード交付金では、地域支え合いセンター整備事業を優先的に採択する予定であるので、地域の実情に応じて、高齢者の生きがい活動等の観点から効果的な取組をお願いしたい。

なお、「地域支え合いセンター」の事業内容については、以下のとおりである。

地域支え合いセンター整備事業について

1 事業の概要

今後、少子高齢化が進展し、高齢者の大幅な増加が見込まれる中で、高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人等の非営利組織等の活動拠点となる「地域支え合いセンター」を整備する事業

2 実施主体

市区町村（市区町村が、交付金を活用して社会福祉法人やNPO法人等の民間事業者の整備に対して、補助金を交付することも可能）

3 助成単価（補助率）

【創設】1か所あたり 3,000万円（定額）

【改修】1か所あたり 650万円（定額）

4 その他

（1）設備基準、人員基準等

設備基準や人員基準等の国で定める運営に係る基準は無いため、各市区町村で、地域の実情に応じて対応することが可能。

（2）運営費

運営費に係る国の補助金等は無いため、運営費が必要な場合には、各市区町村の一般財源等で運営費を賄うこと。

事業の立ち上げ費用は、別途「高齢者生きがい活動促進事業」の活用が可能。事業の立ち上げ初年度に必要な設備整備等に要する費用は、別途「ソフト交付金」の活用が可能。

（3）地域支え合いセンターを拠点とした活動例

- ・高齢者の農業等の生産活動
- ・高齢者の生きがい活動
- ・高齢者の見守りや配食サービスなどの生活支援活動
- ・高齢者が子供との世代間交流を行うような共生型サービスの活動
- ・高齢者のスポーツ活動や介護予防活動
- ・独居高齢者等が地域住民と交流する活動
- ・その他、地域の実情に応じて、高齢者のために行う先駆的な活動

ウ 平成 26 年度補正予算について

平成 26 年度補正予算においては、介護施設等の防災対策を推進するため、スプリンクラー整備及び耐震化のために必要な経費について、51.2 億円を計上したところである。

本補正予算に係る事前協議については、本年 1 月 20 日付けで全都道府県宛てに通知したところであるが、本年 3 月上旬を目途に内示を予定しているので、ご承知おき願いたい。

なお、これまでも全国会議等で周知してきたところであるが、平成 25 年に消防法施行令が改正され、認知症グループホーム等の小規模な施設や、ケアハウスなどで火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する施設のスプリンクラー設置が、平成 27 年 4 月から原則として全ての介護施設等に義務付けられたところである（平成 30 年 3 月まで経過措置あり。）。

このため、各地方自治体におかれては、介護施設等の耐震化及びスプリンクラー

設置が未整備の施設等の把握を行うとともに、該当施設の設置者等に対して、ハード交付金等の支援策の周知と併せて、その整備を促していただくようお願いする。

(参考) 平成 26 年度補正予算ハード交付金の対象事業

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・既存介護施設等のスプリンクラー整備支援事業・認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 |
|---|

(2) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等の終了について

介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び介護職員処遇改善等臨時特例基金については、平成 21 年度に臨時特例的な措置として都道府県に基金を設置し、各年度の補正予算等で基金の積み増し及び延長を行ってきたところであるが、震災対応分（地域支え合い体制づくり事業及び被災地健康支援事業）を除き、平成 26 年度末をもって終了することとしている。

本基金の終了に当たっては、基金管理運営要領に従い、平成 27 年 12 月末までに精算を行い、基金の解散及び残余额の国庫返納が必要であるが、その具体的な事務手続等については追ってお示しする予定であるのでご了解願いたい。

(3) 特別養護老人ホームにおける看取り介護の体制の一層の充実について

特別養護老人ホームの平均在所期間は、概ね 4 年となっており、他の介護保険施設よりも長期に及んでいる。一方、退所者の約 7 割は死亡を理由とするものであり、「終の棲家」としての役割を担っている実態がある。こうした中、看取り介護を実施している特別養護老人ホームは徐々に増加しており、概ね 7 割程度となっている。

これまで、特別養護老人ホーム等において看取り介護を実践する体制作りを推進するため、「特別養護老人ホームにおける看取り介護ハンドブック」や「特別養護老人ホームにおける看取り介護ガイドライン」の作成に加え、看取り介護加算の創設、充実等に取り組んできた。また、特別養護老人ホームにおける看取り介護に係る調査研究によると、看取り介護をより一層推進するためには、看取り介護に直接携わる介護職員の資質向上や職員配置の充実に加え、配置医師を重層的に配備する等の医師の負

担軽減や施設での看取り介護についての配置医師の理解促進が必要であるとともに、「死生観」の醸成や「施設における看取り」についての理解促進が重要であるとされている。

このため、平成 27 年度の介護報酬改定においては、看取り介護加算の要件等を見直し、入所者及びその家族等の意向を尊重しつつ、施設における看取りに関する理解の促進を図ること、及び看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化をPDC Aサイクルにより推進することを要件として、看取り介護の充実を図ることとしている。また、施設において入所者等に対する看取り介護に関する報告会並びに、入所者、その家族等及び地域住民との意見交換による地域への啓発活動を行うこととしている。

今後、地域包括ケアシステムの構築が進み在宅での看取りの増加が見込まれることから、特別養護老人ホーム等においては、生活の場における看取り介護の経験を地域へ還元することで地域住民の不安の解消に努めることも求められるところであり、またこうしたことは、地域への貢献として社会福祉法人の重要な役割でもある。地方自治体におかれては、こうした各施設の取組についてご理解ご協力を頂くとともに、管内の特別養護老人ホームにおける看取り介護の体制の一層の充実にご協力をお願いする。

(参考) 老人保健健康増進等事業における調査研究報告書 () は実施主体名

- ・平成18年度「特別養護老人ホームにおける看取り介護ガイドライン―特別養護老人ホームにおける施設サービスの質確保に関する検討報告書―別冊(平成22年3月)」(株式会社三菱総合研究所)

http://www.mri.co.jp/project_related/hansen/uploadfiles/HLUkouseih18_3.pdf

- ・平成22年度「特別養護老人ホーム利用者の看取り介護の在り方に関する調査研究事業 特別養護老人ホームにおける看取り介護ハンドブック～家族とともに考えるために～(平成22年3月)」(株式会社三菱総合研究所)

http://www.mri.co.jp/project_related/hansen/uploadfiles/h22_02b.pdf

(4) 職員研修について

ア 看護職員研修について

認知症施策等総合支援事業（高齢者権利擁護等推進事業）における看護職員研修は、介護施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、医療的な観点からの権利擁護の実践的、専門的手法を修得し、介護現場での権利擁護のための取組を行う看護人材を養成することを目的とし、看護指導者養成研修及び看護実務者研修を実施していただいているところである。

本事業の一層の普及及び充実を図る観点から、平成 23 年度より老人保健健康増進等事業（以下「老健事業」という。）を活用し、調査研究を行ってきたところであるが、その成果がとりまとまったため、来年度に事業内容の見直しを予定しているのでご留意願いたい。なお、要綱改正時期などの具体的なスケジュールは未定であるが、平成 27 年度の看護指導者養成研修については、改正後の要綱に基づく研修内容とする予定である（看護実務者研修は平成 28 年度から）。

また、平成 23 年度の老健事業において実施した調査によると、看護指導者養成研修へ公費派遣している都道府県及び看護実務者研修を実施している都道府県はともに約半数であった。都道府県におかれては、介護施設等の看護職員の資質向上に向け、研修の実施により一層ご尽力いただくようお願いする。なお、平成 25 年度の老健事業において、看護実務者研修の研修実施方法、研修テーマ、カリキュラム案及び研修テキストを提案しているため、看護実務者研修の実施の際にはご参照されたい。

(参考) 看護職員研修に関する現時点における見直しの方向性

(i) 看護実務者研修

- 基本的な考え方として、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立つことはこれまでと変わらないが、身体拘束廃止の取組にとどまらず、高齢者が重度な要介護状態となっても、その人らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療的な観点からの権利擁護を行うことができる人材を養成
- 特別養護老人ホームでは入所者の高齢化、重度化が進み、療養上の世話や診療の補助を必要とする入所者が増え、施設内での看取りが増えているなか、多くの施設では常勤医師がいないため、看護職員に医学的観点から適切な観察・判断、対応が求められ、入所者の特性に応じた十分な医学的知識が必要であることから、具体的には、「高齢者のフィジカ

ルアセスメント」「認知症の人のケア」「重度化対応と看取りのケア」等の研修内容を充実

- 介護施設では、治療を主目的とする医療機関とは異なり、生活の場としての役割も求められ、高齢者の尊厳の保持を目指す観点から、個別性を重視した個人に対するアプローチが重要であるとともに、生活環境に対するアプローチも求められるため、生活の場における看護実践に関する内容を充実

(ii) 看護指導者研修

- 看護指導者養成研修については、地域における指導者を養成する観点から、研修の企画・立案への参画、又は講師を担うことや地域包括ケアシステムの構築に寄与するための知識及び技能を習得できる内容を強化

(参考) 老健事業における調査研究報告書 () は実施主体名

- ・平成23年度「介護施設等における高齢者権利擁護等の取組みの推進を担う看護職員の養成に関する調査研究事業報告書(平成24(2012)年3月)」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
http://www.murc.jp/uploads/2012/07/report_4.pdf
- ・平成24年度「特別養護老人ホーム等に従事する看護職員の資質向上のための研修体制の構築に関する調査研究事業報告書(平成25(2013)年3月)」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
<http://www.murc.jp/uploads/2013/05/koukai130828.pdf>
- ・平成25年度「特別養護老人ホーム等に従事する看護職員の資質向上のための研修体制の構築に関する調査研究事業報告書(平成26(2014)年3月)」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
http://www.murc.jp/uploads/2014/05/koukai_140513_c3.pdf
- ・平成25年度「特別養護老人ホーム等に従事する看護職員の資質向上のための研修体制の構築に関する調査研究事業報告書(テキスト編)(平成26(2014)年3月)」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
http://www.murc.jp/uploads/2014/05/koukai_140513_c3_text.pdf

イ ユニットケアに関する研修について

入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことを支援するため、生活単位と介護単位を一致させたケアであるユニットケアの普及を推進しているところである。

(i) ユニットリーダー研修等事業について

施設管理者研修では、ユニットケアの意義並びにユニットケアを効果的に提供するための環境整備及び管理の方法に係る内容を、ユニットリーダー研修では、ユニットケアの意義及びその具体的な手法並びにユニットケアを効果的に提供するための職員間のサポート体制等に係る内容をそれぞれ実施していただいているところである。

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）におかれては、引き続きこれらの研修の実施主体として、研修の開催や受講者の推薦等、適切な研修運営をお願いします。

ユニットリーダー研修は、都道府県等が自ら行うほか、都道府県等が適切と認めた団体に委託することができる。この場合、都道府県等は、研修受託団体の研修に対する理念や研修実施体制、研修内容等を十分に把握し、必要に応じて適切な指導を行うとともに、研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設の選定を行う際には、担当職員が現地調査に立ち会う等、積極的に関与していただき、研修の質の確保に努めていただきたい。

なお、都道府県等の判断により、研修を複数の団体に委託することも可能である。この場合、都道府県等は、研修修了者について、修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を一元的に作成、管理するとともに、研修受講希望者が混乱しないよう、研修受託団体や日程等について事前に情報提供を十分に行っていただきたい。また、一つの施設を複数の都道府県等又は研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設として指定することは差し支えないが、適切な研修を実施するため、研修日程の調整や当該研修実施施設における入所者及び職員への負担などに関して、関係者において適切に調整願いたい。

研修の実施に当たっては、研修受講生の利便性に鑑み、可能な限り職場から近い場所で研修を受講できるよう、ユニットリーダー研修実地研修施設の確保についてご配慮いただきたい。

（ii）ユニットリーダー研修等の見直し

現行のユニットリーダー研修は、平成 16 年度におおむね現在のカリキュラムで研修を開始してから約 10 年が経過しており、社会の変化や高齢者介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後もユニットケアを推進し、定着化させていくために必要な質の高い人材を育成できる研修として更なる強化を図っていく必要がある。

このため、平成 25 年度から老健事業を活用した検討を進めており、

- ・現在は研修受講対象者の基準が明確でないため、受講者間でレベルにばらつきがあることを踏まえた受講基準の明確化
- ・P D C A サイクルに沿った継続性のあるケアの質の向上
- ・ユニットリーダーに求められるマネジメント能力の強化
- ・ユニット職員に対する指導及び育成能力の強化

を中心にカリキュラムを再構成することとし、実践的な能力を修得しつつモチベーションを向上させるための研修手法である能動的学習（アクティブラーニング）を取入れることとしている。

この研修見直しの一環として、平成 27 年度の老健事業において、試行研修及び効果検証等を行うこととしており、当該試行研修の実施に当たっては、参加希望者への周知など、都道府県等の関与が必要であることから、ご協力いただくようお願いする。

なお、研修の改正については、平成 28 年度以降を予定している。

(iii) ユニットケアに関する研修（施設整備・サービスマネジメント）について

ユニットケアの推進に当たっては、ユニット型施設に従事する職員に加え、自治体担当職員もユニットケアに関する正しい知識を習得することが不可欠である。ユニットケアの実践は、従来型のケアの実践とは異なる面があることから、高齢者の具体的な生活やユニットケアの仕組みを充分理解した上で、ユニット型施設の運営について指導助言を行う必要があり、ハード面の整備については、高齢者の生活を理解した上で設計段階における的確な指導や助言を行うことが、その後の適切な介護実践につながることから、本研修への積極的な参加をお願いする

なお、平成 27 年度の施設整備担当者研修（定員 50 名）及びサービスマネジメント担当者研修（定員 50 名）については、国立保健医療科学院（埼玉県和光市）において 6 月 22 日（月）から 24 日（水）の日程で開催を予定している。

(5) 介護施設等の防災対策への取組等について

ア 介護施設等へのリコール製品の周知について

今般、消費者庁及び経済産業省より、介護施設等において使用されている可能性のあるリコール製品に関する通知（チラシ）について、介護施設等へ配布するよう依頼があったところである。

過去に介護施設等においてリコール回収中の製品を火元とする火災事故があったこと等を踏まえれば、介護施設等の職員や利用者に対し、リコール製品について周知徹底を行い、注意喚起を行っていくことは重要である。

このため、平成 27 年 2 月 18 日付で当課より都道府県あてに当該通知（チラシ）を電子メールにより送付したので、管内の介護施設、事業所、関係団体等に配信、配布する等により、リコール製品の情報について十分に周知していただくようお願いする。

イ 介護施設等の防災対策の推進について

特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の介護施設等の耐震化の状況については、「社会福祉施設等の耐震化状況調査」（平成 25 年 10 月時点の状況調査）の調査結果によると、全国での耐震化率は 92.8%となっており、一部の介護施設等においては未だ耐震化が図られていない状況にある。

こうした中、昨年、いわゆる国土強靱化基本法（「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号））に基づく国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）や国土強靱化アクションプラン（平成 26 年 6 月 3 日国土強靱化推進本部決定）では、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされており、また、南海トラフ地震や首都直下地震等が想定されることを踏まえれば、できる限り早期に全ての介護施設等の耐震化を完了するようお願いする。

また、（1）ウに記載したとおり、介護施設等のスプリンクラー設置が平成 27 年 4 月から原則として全ての介護施設等に義務付けられることとなるため、平成 26 年度補正予算において、介護施設等の防災対策を推進するために必要な経費を

ハード交付金に計上したところである。

各地方自治体においては、介護施設等の耐震化及びスプリンクラー設置が未整備の施設等の把握を行うとともに、該当施設の設置者等に対して、ハード交付金等の支援策の周知と併せて、その整備を促していただくようお願いする。

ウ 社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

昨年発生した「平成 26 年 8 月豪雨」による広島県内における土砂災害は、地域社会に甚大な被害を及ぼすとともに、介護施設を含む社会福祉施設等も被害を受けたところである。その教訓を踏まえ、平成 26 年 11 月には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年法律 109 号）が公布されており、土砂災害警戒区域内における警戒避難体制をさらに充実・強化していくこととされている。

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進については、これまでも「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 22 年 7 月 27 日付社援総発 0727 第 1 号国河砂第 57 号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところである。

各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制を強化し、土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、該当施設に対し、消防機関、市町村、地域住民等と日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況の情報共有や避難時や避難後の円滑な支援を行うための協力体制を確立するなど土砂災害対策に万全を期すよう、必要な助言・指導をお願いする。

エ 社会福祉施設等における木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成 9 年 3 月 6 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）において、木材を利用した施設の居住環境がもたらす情緒的な効果は極めて有効であるとされて

いることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

オ 介護施設等におけるPFI事業の推進について

PFI事業については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づき、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成25年9月20日閣議決定）を策定し、その取組を推進しているところであるが、介護施設等においても公立の施設等を設置する際には積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

（参考）内閣府ホームページ <http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/contents/12/pfi.html>

（6）介護施設等における感染対策等について

介護施設等における感染症の発生及びまん延の防止並びに事故発生の防止については、各施設等の運営基準等において、施設等の講ずるべき措置及び感染症や事故等の発生時の報告について定めるとともに、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設等に対し周知徹底及び適切な指導をお願いする。

（参考）

- ・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成25年3月）」の公表について
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>
- ・平成24年度老健事業「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン（平成25（2013）年3月）」（株式会社三菱総合研究所）
http://www.mri.co.jp/project_related/hansen/uploadfiles/h24_05c.pdf

例年、冬季においては感染症の集団発生がみられるところであり、次の点に御留意の上、衛生主管部局と連携の上、各施設等に対して適切な指導をお願いする。

ア 今冬のインフルエンザ対策について

インフルエンザについては毎年冬期に流行を繰り返し、一般的に若年層と比較し感染症に対する抵抗力が低いといわれる高齢者が集団で生活する場である介護施設等では、集団感染の発生のおそれがあり、十分な注意が必要である。都道府県等におかれては、介護施設等に対し必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 26 年 12 月 15 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いする。

(参考)

- ・厚生労働省ホームページ「平成 24 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>
- ・インフルエンザ施設内感染予防の手引き
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki.pdf>
- ・インフルエンザ Q & A (平成 26 年度)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>
- ・国立感染症研究所感染症疫学センターホームページ
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

イ ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策について

ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、今冬も介護施設等における集団感染が発生しており、適切な予防対策を講じることが極めて重要である。このような状況から、以下の通知を参考に衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、介護施設等に対し適切な予防対策を講ずるよう指導の徹底をお願いする。

(参考)

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成 26 年 12 月 17 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成 19 年 12 月 26 日付雇児総発第 1226001 号、社援基発第 1226001 号、障企発第 1226001 号、老計発第 1226001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）

- ・ノロウイルス等検出状況（2014/15 シーズン）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>

- ・ノロウイルスに関するQ&A

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

ウ 感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等について

多数の高齢者が利用する介護施設等においては、集団感染が生じやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成 18 年 3 月 31 日付厚生労働省告示第 268 号）に基づき、適切な対応を徹底願いたい。

（7）平成 25 年度決算検査報告（会計検査院）における指摘について

平成 25 年度決算検査報告において、ハード交付金における介護療養型医療施設等転換事業において、介護療養型医療施設を転換して新たに適合高齢者専用賃貸住宅を整備する転換整備計画を作成し、その後、転換整備計画に基づく事業が完了したとする実績報告書を提出し交付金の交付を受けていたにもかかわらず、既存の介護療養型医療施設の介護療養病床の転換が全く行われていなかった不当事例が見受けられたところである。

会計検査院は、このような事態が生じた理由として、

- ・実施主体（市）において転換整備計画に基づき交付金事業を実施することについての理解が十分でなかったこと
- ・地方厚生局において実績報告等の審査及び確認が十分でなかったこと

などによるとしている。

については、以下の内容について了知いただくとともに、管内市区町村に対し、交付金等により介護療養型医療施設の転換整備事業を実施する際に留意するよう、周知徹底をお願いする。

- 交付金等による介護療養型医療施設の転換整備事業については、介護療養病床の転換（廃止）が、転換先の施設の開設に合わせて行われるべきものであること。
- 介護療養病床が適切に転換（廃止）されているかどうかのフォローアップを実施すること。

（８）特別養護老人ホームにおける宿直員の配置について

特別養護老人ホームについては、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和 62 年 9 月 18 日付け社施第 107 号社会局長・児童家庭局長通知）により、夜間の防火管理体制を充実させるため、「夜勤者（直接処遇職員）とは別に、宿直者を必ず配置すること」とされているが、夜勤職員の配置状況の実態に鑑み、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年老発第 214 号）の改正を行い、平成 27 年 4 月より、介護保険法に基づき介護老人福祉施設の指定を受けた特別養護老人ホームにおいて、その最低基準を上回る数の夜勤職員（介護職員又は看護職員）を配置し、かつ、そのうちの一人以上を夜間における防火管理の担当者として指名している場合にあつては、宿直員を配置することと同等以上に夜間防火管理体制が充実していると認められるため、夜勤者とは別に宿直者を配置することは要しないこととしている。改正の趣旨についてご理解をいただき、各施設に対し周知徹底及び適切な対応をお願いします。

（９）都市部における介護施設等の効率的・効果的な整備について

平成 25 年 9 月に都市部の高齢化対策に関する検討会においてまとめられた「都市部の強みを活かした地域包括ケアシステムの構築」においては、都市部における施設整備について、限られた土地を有効活用する観点から、多様な整備手法の活用を積極的に図るべきとされている。

このため、平成 26 年度の老健事業において、介護施設等の効果的な施設整備に関する調査研究を行っており、都市部における施設整備の手法について検討を進めているところである。本調査研究においては、現在、下記の検討事例のとおり、①狭隘敷地を活用して地域密着型施設を整備するケースや、②共同住宅を特別養護老人ホーム

に改修して整備するケースについて、机上シミュレーションを行っている。

この検討事例は、今後変更もあり得るものであるが、具体的な事業として実施する際のイメージ等も加え、本年3月には報告書としてまとめられる予定である。一定の前提の下でシミュレーションが行われているため、自治体ごとの工夫が必要な面もあるが、今後の多様な整備手法の検討の一つの参考として活用頂きたい。

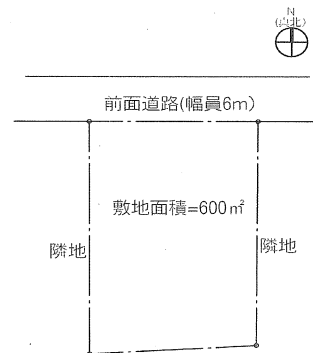
(参考) 平成 26 年度老健事業「介護保険施設等の効果的な施設整備の実施に関する調査研究」に
 において検討中の事例

(明治安田生活福祉研究所)

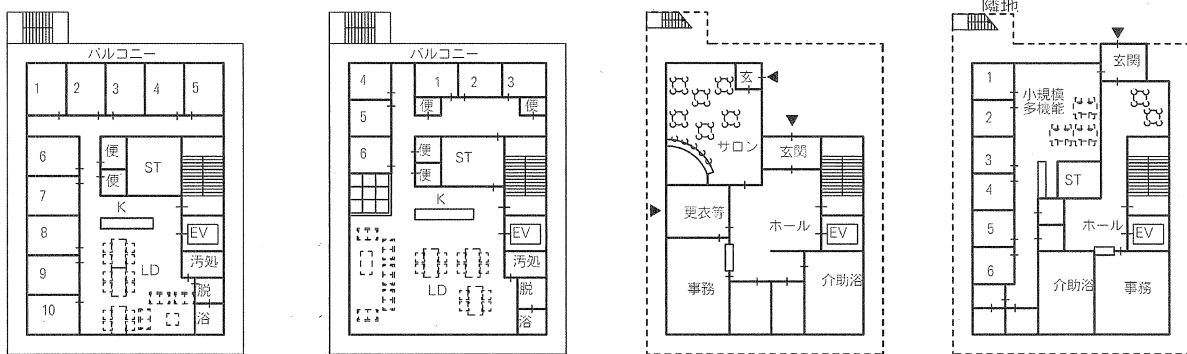
【検討事例① 狭隘敷地を活用して地域密着型施設を整備するケース】

設定条件

- ・ 建ぺい率 60%、容積率 200%
- ・ 敷地面積 600㎡
- ・ 耐火建築物
- ・ 敷地北側に前面道路（6m）、隣地に囲まれた敷地
- ・ 敷地は都内



(1) プラン一覧

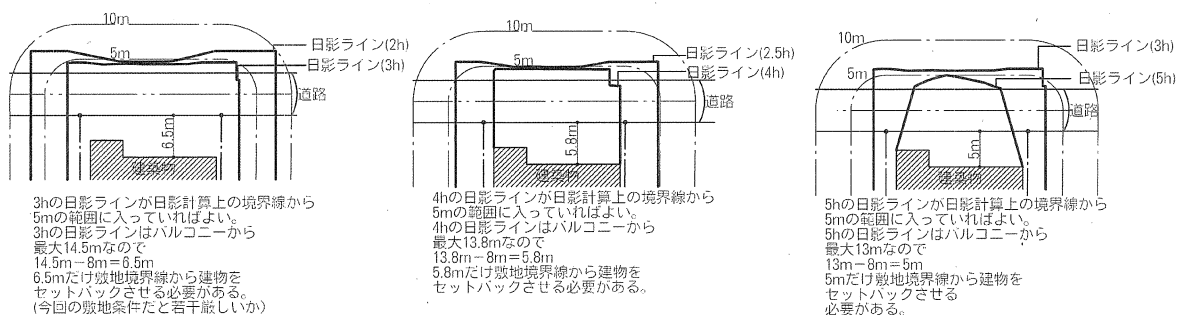


(2) プランA…特養10室 プランB…小規模多機能6室 プランC…事務+サロン プランD…小規模+事務

高さ	4F	プランA	…310㎡	・ 延床面積 = 1.195㎡より容積率 199% (<200%) ・ 建物高さ = 13mより日影による建築物の制限が発生する。
13m	3F	プランA	…310㎡	
	2F	プランB	…310㎡	
	1F	プランC	…265㎡	
			合計1,195㎡	

■ 日影規制による建物のセットバック距離の算定（敷地が真北に向いている場合）

1. 日影規制 3時間-2時間の場合 2. 日影規制 4時間-2.5時間の場合 3. 日影規制 5時間-3時間の場合



※敷地が真北より角度が触れた場合、敷地の幅に影響が出てくる。

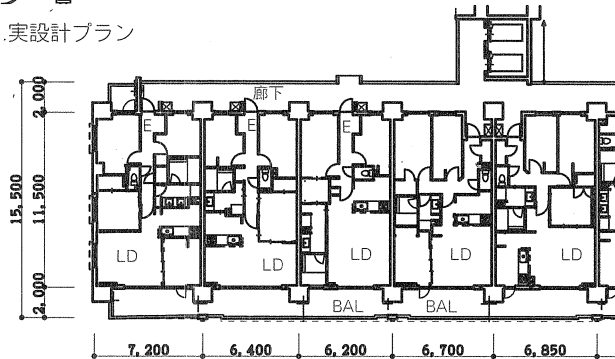
(3) 日影規制のかからない高さ（高さ10mまで）で建てる場合

高さ	3F	プランA	…310㎡	・ 延床面積 = 930㎡より容積率 155% ・ 建物高さ = 9.9mより日影による建築物の制限は発生しない。
9.9m	2F	プランA	…310㎡	
	1F	プランD	…310㎡	
			合計930㎡	

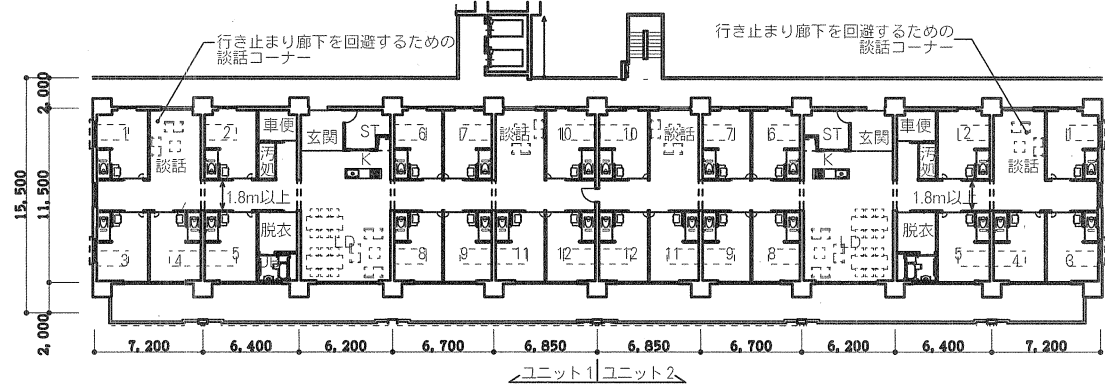
【検討事例② 共同住宅を特別養護老人ホームに改修して整備するケース】

(1) プラン一覧

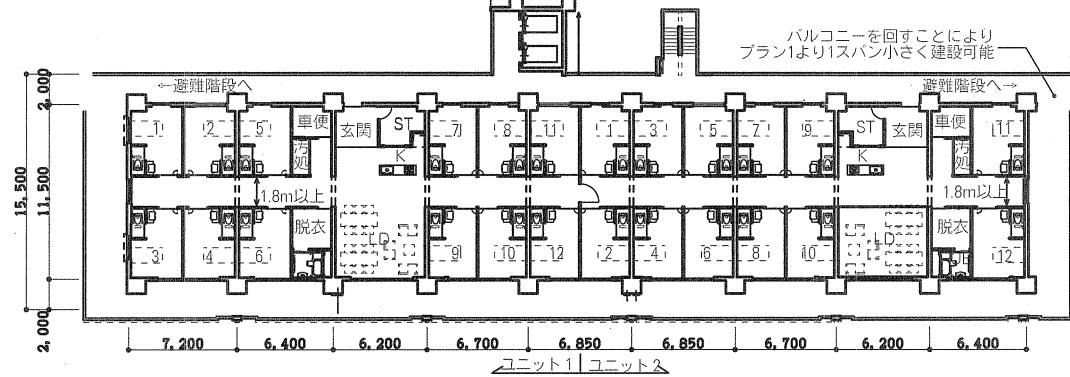
1.実設計プラン



2.特養プラン-1 (都の安全条例による行き止まり廊下の禁止)



3.特養プラン-2 (都の安全条例による行き止まり廊下の禁止)



(2) 共同住宅と特養の整備基準一例

	共同住宅	特養	関連法
耐火建築物の必要性	3階以上	2階以上	建築基準法 都指針
用途地域	工業専用以外	工業専用以外	建築基準法
界壁	各戸(遮音性)※1	防火上主要な間仕切り※1	建築基準法
2方向避難の必要	面積200㎡以上※2	面積100㎡以上※2	建築基準法
避難階段設置	5階以上、地下2階以下	3階以上※3	建築基準法、都指針
廊下幅	両側居室1.6m 片側居室1.2m	両側居室1.8m 片側居室1.5m	建築基準法 特養整備基準
避難上有効なバルコニー		連続式で幅1.5m以上	建築基準法 都安全条例
スプリンクラーの設置	11階以上	全部	消防法※4
外部への火災通知	1000㎡以上	全部	消防法

図面作成：株式会社共同建築設計事務所